

令和6年度

第1回

徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会

日	時	令和6年6月21日（金）
		午前10時30分～
場	所	徳島労働局4階会議室

徳 島 労 働 局

次 第

1 労働基準部長あいさつ

2 議題

(1) 審議日程について

(2) 専門部会及び議事録の公開について

(3) 専門部会の構成について

(4) 造作材特定最低賃金審議専門部会の進め方について

(5) 実地視察について

(6) 審議会申し合わせ事項について

(7) 議事録記載、確認について

(8) 付帯決議について

(9) 要請書等について

第1回 徳島県最低賃金に関するあり方検討小委員会
資料目次

資料番号・資料名

1	第54期徳島地方最低賃金審議会委員名簿	1
-2	令和6年度徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会委員名簿	2
-3	令和5年度徳島地方最低賃金審議会徳島県最低賃金専門部会委員名簿	3
-4	令和5年度徳島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿	4
2	令和5年度最低賃金審議日程	5
-2	令和6年度最低賃金審議日程（案）	6
-3	令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表	7
3	地方最低賃金審議会議事録 情報公開請求対応一覧表	9
4	令和6年度 徳島地方最低賃金審議会徳島県最低賃金専門部会委員名簿（仮）	10
-2	徳島地方最低賃金審議会専門部会運営規定	11
5	令和5年度第1回徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会議事要旨	13
6	徳島地方最低賃金審議会 実地視察状況	14
7	徳島地方最低賃金審議会申し合わせ事項	15
8	付帯決議（令和5年度）	16
-2	令和5年度地方最低賃金審議会 付帯決議概要	17
9	要請書等	18
10	徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会運営規定	27

第54期 徳島地方最低賃金審議会委員名簿

令和6年4月1日

徳島労働局

区分	氏名 (50音順)	現職
公益代表	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学経営情報学部准教授
	だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部教授
	はしむら りょう 端村 亮	弁護士
	むや よしたか 撫養 佳孝	一般社団法人徳島新聞社論説委員
	よねざわ かずみ 米澤 和美	徳島県社会保険労務士会顧問
労働者代表	かがわ けんいち 賀川 健一	パナソニックエナジー労働組合徳島支部執行委員長
	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会事務局長
	たつみ あきひろ 辰巳 明宏	UAゼンセン徳島県支部主任
	みき ゆうこ 三木 裕子	全国一般徳島地方労働組合書記長
	みなみ れいこ 南 礼子	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
使用者代表	あいはら りつこ 藍原 理津子	株式会社ネオビエント代表取締役会長
	あまの たえこ 天野 多栄子	有限会社天野鉄工所取締役
	ごとう かんじ 五島 寛治	大麻町商工会会長 有限会社ファイブセキュリティシステム代表取締役
	なかむら あきこ 中村 晃子	社会福祉法人健祥会常務理事
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事
任命年月日	令和5年4月1日	

令和6年度徳島県最低賃金のあり方に関する
検討小委員会委員名簿

	氏名	現職
公益代表	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学経営情報学部准教授
	だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部准教授
労働者代表	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会事務局長
	みなみ れいこ 南 礼子	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
使用者代表	なかむら あきこ 中村 晃子	社会福祉法人健祥会常務理事
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事

令和6年4月1日現在
(各側 五十音順)

令和 5 年度徳島地方最低賃金審議会
 徳島県最低賃金専門部会委員名簿

徳島労働局

区分	氏名 (50音字順)	現職
公益代表	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学経営情報学部准教授
	だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部准教授
	むや よしたか 撫養 佳孝	一般社団法人徳島新聞社論説委員
労働者代表	かがわ けんいち 賀川 健一	パナソニックエナジー労働組合徳島支部執行委員長
	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会事務局長
	やまもと まさとし 山本 雅敏	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
使用者代表	ごとう かんじ 五島 寛治	有限会社ファイブセキュリティシステム代表取締役
	なかむら あきこ 中村 晃子	社会福祉法人健祥会業務常務理事
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事
任命年月日		令和5年7月25日

(各側別 五十音順)

令和5年度徳島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿
(50音字順)

徳島労働局

区分	造作材・合板・建築用組立材料製造業		ばん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
	氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職
公益代表	○ 段野 聡子 だんの さとこ	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部 准教授	○ 端村 亮 むら しょう	弁護士	稲倉 典子 いなくら のりこ	四国大学経営情報学部 准教授
	◎ 撫養 佳孝 むや よしたか	一般社団法人徳島新聞社 論説委員	◎ 撫養 佳孝 むや よしたか	一般社団法人徳島新聞社 論説委員	○ 段野 聡子 だんの さとこ	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部 准教授
	米澤 和美 よねざわ かずみ	徳島県社会保険労務士会 顧問	米澤 和美 よねざわ かずみ	徳島県社会保険労務士会 顧問	◎ 端村 亮 むら しょう	弁護士
労働者代表	辰巳 明宏 たつみ あきひろ	UAゼンセン徳島県支部 主任	川口 誠二 かわぐち せいじ	日本労働組合総連合会徳島県連合会 事務局長	賀川 健一 ががわ けんいち	パナソニックエナジー労働組合徳島支部 執行委員長
	三木 裕子 みき ゆうこ	全国一般徳島地方労働組合 書記長	辻 康晴 つじ はる晴	JAM光洋シーリングテクノ労働組合 執行委員長	木戸 敬一郎 きど けいいちろう	大真空労働組合 徳島支部 副委員長
	山本 雅敏 やまもと まさとし	日本労働組合総連合会徳島県連合会 副事務局長	坊野 靖仁 ぼうの やすひと	ジェイテクト労働組合徳島支部 書記長	矢藤 寿浩 やとう としひろ	PHC労働組合徳島地区 地区執行委員長
使用者代表	大阪 省吾 おおさか しょうご	徳島市木材業協同組合 代表理事	天野 多栄子 あまの たもえこ	有限会社天野鉄工所 取締役	久米 智之 くめ ともゆき	株式会社NDK 代表取締役
	玉置 潔 たまき けつ	那賀川林材工業協同組合 代表理事	井出 貴大 いで たかひろ	西精工株式会社 総務部総務課労務係主任	五島 寛治 ごとう かんじ	有限会社アライブセキュリテシステム 代表取締役
	脇田 亮 わきた しょう	徳島県経営者協会 専務理事	森 誠 もり まこと	四国化工機株式会社 経営管理本部総務部長	三木 一将 みき かずまさ	有限会社三木産業 代表取締役社長
任命年月日 令和5年7月31日						
備考:◎部会長 ○部会長代理						

令和5年度 最低賃金審議日程

日付	曜日	本審	本審以外	特定最賃	公示等
3/7	火			特定最低賃金改正の意向表明 受付	
6/2	金		公益委員会議(公益委員の役割 検討、検討事項確認)		
6/15	木	第1回本審(14:00～とくぎんトモ ニプラザ)会長及び会長代理選 任	第1回あり方検討小委員会 (15:00～とくぎんトモニプラザ)審 議方法、実地視察検討		
7/6	木	第2回本審(14:00～あわぎん ホール) 県最賃諮問、特定最賃 必要性諮問			専門委員推薦公示、 意見聴取の公示、 特定最賃専門部会推 薦公示
8/3	木	第3回本審(9:30～労働局)目安 答申伝達、意見	第1回県最賃専門部会(11:00～ 労働局)金額審議		
8/4	金		第2回県最賃専門部会(9:00～ 労働局)金額審議		
8/7	月	第4回本審(15:00～労働局)県 最賃答申	第3回県最賃専門部会(13:00～ 労働局)金額審議、部会報告		要旨公示(異議)
8/17	木			第1回特定最賃造作材専門部会 (13:30～労働局) 必要性審議	
8/22	火				異議申出締切日
8/23	水	第5回本審(11:00～労働局)県 最賃異議審議答申、特賃必要性 答申、 特賃金額改正諮問		第1回特定最賃合同専門部会 (9:30～労働局)必要性審議、答 申、審議日程調整	特賃意見聴取の公示
9/1	金				官報公示
9/12	火			実地視察(一般機械 特定最低 賃金事業場)	
9/26	火			第2回一般機械専門部会(10:00 ～労働局)金額審議	
10/1	日				県最賃 発効日
10/12	木			第2回電気機械専門部会(13:30 ～労働局)金額審議	
10/13	金			第3回一般機械専門部会(13:30 ～労働局)金額審議、答申	要旨公示(異議)
10/19	木			第3回電気機械専門部会(13:30 ～労働局)金額審議	
10/20	金			第4回電気機械専門部会(13:30 ～労働局)金額審議、答申	要旨公示(異議)
10/30	月				異議申出締切日(機械)
11/6	月				異議申出締切日(電気)
11/14	火				官報公示(機械)
11/20	月				官報公示(電気)
12/21	木	第6回本審(15:00～あわぎんホー ル)総括審議		第2回特定最賃合同専門部会 (15:00～あわぎんホール)	特定最賃 発効日
1月頃					特定最低賃金、適用 事業者数、労働者数 確定
3月				特定最低賃金改正の意向表明	

令和6年度 最低賃金審議日程(案)

日付		本審	本審以外	特定最賃	公示等	備考
1月					特定最低賃金、適用事業者数、労働者数確定	
3月				特定最低賃金改正の意向表明受付		
5月			公益委員会議(公益委員の役割検討、検討事項確認)			
6月			第1回あり方検討小委員会審議方法、実地視察検討	特定最低賃金改正の申出書受付		6/25 中賃諮問
7/5	金	第1回本審(13:30～あわぎんホール) 県最賃諮問、特定最賃必要性諮問			専門委員推薦公示、意見聴取の公示、特定最賃専門部会推薦公示	
7月中旬			実地視察(県最賃事業場)			
8/1	木	第2回本審(13:30～) 目安答申伝達、意見	第1回県最賃専門部会(本審終了後) 金額審議			7/24,25 目安答申予定
8/2	金		第2回県最賃専門部会(13:30～) 金額審議、部会報告			
8/5	月					10/1発効
8/9	金	第3回本審(16:00～) 県最賃答申	第3回県最賃専門部会(15:00～) 金額審議、部会報告		要旨公示	
				造作材専門部会(必要性審議)		
8/20	火				異議申出締切日	
8/21	水	第4回本審(15:00～) 特賃必要性答申、特賃金額改正諮問		第1回特定最賃合同専門部会(13:30～) 必要性審議、答申、審議日程調整	特賃意見聴取の公示	
9月					県最賃 官報公示	
9～10月				第2～4回 特定最賃 専門部会 金額審議、答申	要旨公示(異議)	
10/1	火				県最賃 発効予定日	
10月					異議申出締切日(特定最賃)	
11月					官報公示(特定最賃)	
12月		第5回本審		第2回特定最賃合同専門部会		
12/21	土				特定最賃 発効予定日	

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月21日(日)発効とするためには、10月22日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月18日(水)		10月3日(木)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)

地方最低賃金審議会議事録 情報公開請求対応一覧表

	審議会議事録
不開示 情報	<p>議事録中の</p> <p>委員署名（自書のみ、記名を除く）【情報公開法第 5 条第 1 号】</p> <p>印影（行政庁の印影を除く）【情報公開法第 5 条第 1 号】</p> <p>参考人の氏名、住所、所属企業・団体の名称等 【情報公開法第 5 条第 2 号】</p> <p>審議における各委員の発言のうち、これを明かすことにより率直な意見の交換を妨げるおそれのある情報【情報公開法第 5 条第 5 号】</p>
注意する 事項	<p>発言者の氏名</p> <p>平成 11 年 4 月 27 日閣議決定「審議会等の整理合理化に関する基本的計画（抄）」において、会議及び議事録を速やかに公開することを原則としていることから、議事録内で開示することが不適當な個所を除き、開示を行うこととする。</p> <p>上記の「審議における各委員の発言のうち、これを明かすことにより率直な意見の交換を妨げるおそれのある情報」について、最低賃金の決定後になされた開示請求において不開示とする場合、今後の最低賃金の決定に係る審議において、率直な意見の交換を妨げる恐れがあることを具体的に説明できる必要がある。</p>

令和6年度徳島地方最低賃金審議会
徳島県最低賃金専門部会委員名簿（仮）

徳島労働局

区分	氏名 (50音字順)	現職
公益代表	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学経営情報学部准教授
	だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部准教授
	よねざわ かずみ 米澤 和美	徳島県社会保険労務士会顧問
オブザーバー委員	はしむら りょう 端村 亮	弁護士
	むや よしたか 撫養 佳孝	一般社団法人徳島新聞社生活文化部長
労働者代表		
使用者代表		
任命年月日	推薦公示の後、任命される	

備考：オブザーバー委員は、議決権を有しない。

(各側 五十音順)

徳島地方最低賃金審議会専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、徳島労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により、徳島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、徳島労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非

公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(議決の報告)

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、徳島地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(議事、運営)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和42年6月10日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成8年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年8月3日より施行する。

令和5年度第1回
徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会
議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和5年6月15日（木）午後3時07分～午後4時55分
場所 とくぎんトモニプラザ（徳島県青少年センター）
アミコビル東館9階

2 出席者

（公益委員） 段野委員 稲倉委員
（労側委員） 川口委員 山本委員
（使側委員） 脇田委員 中村委員

3 議事要旨

（1）徳島県最低賃金の審議日程を次のとおりとする。

第2回本審	7月6日（木）	午後2時00分
第3回本審（目安伝達）	8月3日（木）	午前9時30分
第1回専門部会	8月3日（木）	午前11時00分
第2回専門部会	8月4日（金）	午前9時00分
第3回専門部会	8月7日（月）	午後1時00分
第4回本審（県最賃答申）	8月7日（月）	午後3時00分
第4回専門部会（予備）	8月10日（木）	午前9時00分
第5回本審（答申予備日）	8月10日（木）	午前11時00分
特定最賃合同専門部会	8月23日（水）	午前9時30分
第5回本審（異議審）	8月23日（水）	午前11時00分
特定最賃合同専門部会（予備日）	8月28日（月）	午前9時30分
第6回本審（異議審予備日）	8月28日（月）	午前11時00分

（2）専門部会は第1回のみ公開とする。

（3）議事録は読みやすいように事務局で記載、表現を整え、委員の確認を経て確定する。

（4）造作材専門部会の必要性審議は、独立した専門部会で行う。

（5）実地視察は、一般機械（特定最賃）の業種について行う。

（6）付帯決議は、本審委員の意見を集約して事務局が案を取りまとめ、本審委員の検討を経て、答申日に出せるよう準備を進める。

（7）要請書は最低賃金に関する部分を第3回審議会の資料とする。

（8）審議会の慣例、運用を整理し、申し合わせ事項としてまとめる。

（9）その他の意見なし。

4 次回開催

第2回本審 7月6日午後2時から（あわぎんホール）

徳島地方最低賃金審議会実地視察状況（平成10年～）

実施年	所在地	業種	実施日	備考
10年	阿南市	食料品製造業	7月14日	
	阿南市	繊維製品製造業	7月14日	
	三好郡	繊維製品製造業	9月21日	繊維
	板野郡	一般機械器具製造業	10月5日	機械
	小松島市	電子機器用・通信機器用部品製造業	10月5日	電気
	徳島市	造作材・合板・建築用組立材料製造業	10月9日	造作材
11年	鳴門市	繊維製品製造業	7月19日	
	板野郡	食料品製造業	7月19日	
	板野郡	紡績業	9月27日	繊維
	徳島市	造作材・合板・建築用組立材料製造業	10月4日	造作材
	阿南市	一般機械器具製造業	10月5日	機械
	板野郡	電気機械器具製造業	10月5日	電気
12年	徳島市	家具・装備品製造業	7月19日	
	板野郡	食料品製造業	7月19日	
	徳島市	造作材・合板・建築用組立材料製造業	10月3日	造作材
	板野郡	電気機械器具製造業	10月5日	電気
	板野郡	一般機械器具製造業	10月6日	機械
	麻植郡	紡績業	10月12日	繊維
13年	徳島市	印刷業	7月17日	
	板野郡	その他の製造業	7月17日	
	阿南市	紡績業	9月21日	繊維
	板野郡	電気機械器具製造業	9月27日	電気
	徳島市	造作材・合板・建築用組立材料製造業	9月28日	造作材
	板野郡	一般機械器具製造業	9月28日	機械
14年	板野郡	食料品製造業	7月25日	
	徳島市	縫製業	7月25日	
	小松島市	紡績業	9月25日	繊維
	板野郡	電気機械器具製造業	9月25日	電気
	徳島市	造作材・合板・建築用組立材料製造業	9月26日	造作材
	小松島市	一般機械器具製造業	9月26日	機械
15年	徳島市	飲食料品小売業	7月22日	
	阿南市	窯業・土石製品製造業	7月22日	
	小松島市	織物業	9月24日	繊維
	板野郡	電気機械器具製造業	9月24日	電気
	徳島市	造作材・合板・建築用組立材料製造業	9月25日	造作材
	板野郡	一般機械器具製造業	9月25日	機械
16年	麻植郡	蜂蜜、清涼飲料品製造業	7月23日	
	板野郡	一般機械器具製造業	7月23日	機械
17年	徳島市	食料品製造業	7月14日	
18年	徳島市	造作材・合板・建築用組立材料製造業	9月28日	造作材
19年	中止			
20年	中止			
21年	鳴門市	足袋製造業	7月23日	
22年	小松島市	機械設計・制作及び工具販売業	9月27日	機械
23年	鳴門市	硝子製ボトル等製造業	7月26日	
24年	阿南市	LED製品製造業	9月26日	電気
25年	徳島市	繊維工業	7月19日	
26年	徳島市	造作材・合板・建築用組立材料製造業	9月16日	造作材
27年	徳島市	繊維工業	7月16日	
28年	勝浦郡	一般機械器具製造業	9月26日	機械
29年	徳島市	ビルメンテナンス業	7月25日	
30年	板野郡	業務用電池製造業	9月25日	電機
元年	徳島市	道路貨物運送業	7月29日	
	令和2～4年中止			
5年	北島町	一般機械器具製造業 14	9月12日	機械

R5年8月

徳島地方最低賃金審議会申し合わせ事項

1 最低賃金審議会令第6条第5項の規定の適用

最低賃金審議会令第6条第5項は、あらかじめ本審で議決しておくことにより、専門部会の決議をもって本審の決議とすることができるとする規定である。

徳島地方最低賃金審議会においては、専門部会において全会一致で議決した場合、専門部会の決議をもって本審の決議とし、本審を開催することなく、専門部会において答申を行うこととする。

ただし、上記場合であっても、徳島県最低賃金改正の諮問に対する答申は、専門部会終了後、引き続き開催する本審において行う。

2 本審及び特定最低賃金専門部会の同日開催による審議の効率化

徳島地方最低賃金審議会においては、特定最低賃金改正の必要性審議は、原則、合同専門部会で行う。

合同専門部会に引き続いて開催する本審では、徳島県最低賃金の異議審議と併せて合同専門部会で必要性ありと決議された特定最低賃金の改正諮問を行うこととする。

なお、上記のとおり合同専門部会と本審を同日開催する場合、専門部会委員の任命手続きに要する期間を考慮して、特定最低賃金の必要性諮問を6月下旬又は7月上旬に開催する本審において行う必要がある。このため、関係労使団体は、この本審開催までに特定最賃改正申出書(合意書)を徳島労働局労働基準部賃金室まで提出する必要がある。

付帯決議

徳島地方最低賃金審議会では、徳島県最低賃金の改正決定にあたり最低賃金の引上げによって中小企業・小規模事業者が受ける企業経営への影響が憂慮されることから、政府に対する要望として、下記の付帯決議を採択する。

記

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること。
- 2 生産性向上による持続的な賃上げを可能とするため、より多くの企業が業務改善助成金を始めとする各種の助成金等を速やかに受給できるよう、要件緩和を含む制度の拡充、申請手続の支援強化及び申請書類審査の簡素化を図ること。また、生産性向上が困難な事業者に対しては、税制を含めて更なる施策を検討すること。
- 3 「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化すること。また、労務費の引上げ分を価格転嫁することが困難である医療、福祉、介護等の事業について、別途支援策を検討すること。
- 4 賃上げや労働時間延長による年収の増加に伴い、新たに生じた労働者の社会保険料負担を肩代わりした企業に対する助成金制度を早急に運用開始すること。また、労働者が扶養控除等の対象外となることによる手取り額の減少を気にして就業調整を行うなど、実質的な所得向上が阻害されることのないよう、税・社会保障制度の改革も含め、最低賃金引上げの実効性を担保する施策を検討すること。
- 5 徳島県を含む四国の物流の生命線である本州四国連絡道路について、割高となっている海上部の通行料金の引下げにより、他地域との輸送コスト比較における不利を解消すること。

令和5年度 地方最低賃金審議会 付帯決議概要

番号	都道府県名	諮問	目安伝達	答申	異議審	付帯決議	内容1	内容2	内容3	内容4
01	北海道	7/7	7/31	8/7	8/23	答申	本文	取引条件の改善 業務改善助成金	価格転嫁 価格転嫁	税・社会保障制度
02	青森	7/5	8/2	8/10	8/29	答申	本文	業務改善助成金		
03	岩手	7/4	8/1	8/8	8/24	答申	本文	環境整備	助成金等施策の追加	価格転嫁
04	宮城	7/5	7/31	8/7	8/23	答申	本文	環境整備	助成金等支援	価格転嫁
05	秋田	7/4	8/1	8/7	8/23	異議	本文	助成金等支援	価格転嫁	
06	山形	7/7	7/24	8/18	9/5	答申	本文	業務改善助成金	社会保障料の減免	価格転嫁
07	福島	7/4	8/1	8/7	8/23	答申	別紙	環境整備	税制・社会保険料等即効性の高い施策	
08	茨城	7/3	8/2	8/7	8/23	答申	本文	助成金等支援	助成金の周知	
09	栃木	7/5	7/31	8/7	8/23	答申	本文	価格転嫁	助成金等拡充	税制、発注時の配慮
10	群馬	7/4	8/2	8/9	8/25	答申	本文	支援策の拡充	就業調整	
11	埼玉	7/5	7/31	8/7	8/23	答申	別紙	価格転嫁	業務改善助成金	物価上昇支援の継続
12	千葉	7/6	8/1	8/7	8/23	答申	別紙	助成金等拡充	生産性向上支援	就業調整
13	東京	7/3	8/1	8/7	8/23	答申	本文	生産性向上支援	業務改善助成金	価格転嫁
14	神奈川	7/4	8/1	8/7	8/23	答申	本文	生産性向上支援	助成金手続き簡素化	価格転嫁
15	新潟	7/7	8/1	8/7	8/22	答申	別紙	生産性向上支援	支援の拡充	価格転嫁
16	富山	7/3	8/1	8/8	8/23	答申	別紙	支援策の拡充	環境整備策	
17	石川	7/11	7/31	8/7	8/29	答申	別紙			
18	福井	7/3	8/1	8/7	8/23	答申	別紙			
19	山梨	7/5	8/2	8/7	8/23	答申	別紙	年収の壁	社会保険料・税制改	前年度の答申での取組状況
20	長野	7/3	8/1	8/7	8/23	答申	別紙	価格転嫁	生産性向上支援	助成金等の拡充
21	岐阜	7/3	8/3	8/7	8/23	答申	別紙			観光業、宿泊・飲食、旅客運送業への
22	静岡	6/30	8/1	8/7	8/23	答申	下記	価格転嫁	支援の拡充	
23	愛知	7/4	7/31	8/4	8/22	答申	別紙	環境整備	生産性向上支援	価格転嫁
24	三重	7/6	7/31	8/7	8/23	答申	別紙			
25	滋賀	7/5	8/1	8/7	8/23	答申	以下	価格転嫁	業務改善助成金	就業調整
26	京都	7/4	7/27	8/10	8/28	答申	本文	就業調整	支払い能力	環境整備
27	大阪	7/4	7/28	8/7	8/23	答申	本文	環境整備	新たな支援	税制、予算措置
28	兵庫	7/3	7/31	8/7	8/23	答申	本文	環境整備	社会保険・税負担軽減	雇用調整助成金
29	奈良	7/4	8/1	8/7	8/23	答申	別紙	価格転嫁	年収の壁	地域間格差の縮小
30	和歌山	7/4	8/1	8/7	8/23	答申	本文	価格転嫁	生産性向上支援	地域間格差の縮小
31	鳥取	7/7	7/31	8/9	8/25	答申	本文	助成金手続き簡略	価格転嫁	最賃水準明確化
32	島根	7/6	8/1	8/10	8/28	答申	本文			
33	岡山	7/4	7/31	8/7	8/23	答申	本文	下請取引適正化の	価格転嫁	
34	広島	7/3	7/31	8/4	8/22	答申	本文	支援策を活用し易く	支援策の周知	発注時の配慮
35	山口	7/6	7/31	8/7	8/23	答申	本文	価格転嫁	発効日の在り方検討	
36	徳島	7/6	8/3	8/7	8/23	答申	本文			
37	香川	7/4	8/1	8/7	8/23	答申	本文	価格転嫁	取引適正化	
38	愛媛	7/6	8/1	8/10	8/28	答申	本文	業務改善助成金	価格転嫁	支援の強化
39	高知		8/1	8/14	8/30	答申	下記	価格転嫁	直接的補填	年収の壁の引上げ
40	福岡	7/6	8/1	8/10	8/28	答申	下記	価格転嫁	収益改善・事業承継	税制・補助金支援
41	佐賀	7/11	8/1	8/18	9/5	答申、異議	異議	業務改善助成金		
42	長崎	7/3	8/2	8/17	9/4	答申	本文	付帯決議は見当たらないが、その他、審議会が県知事に要望書を提出9/26		
43	熊本	7/5	8/1	8/14	8/30	答申	別紙	価格転嫁	支援強化	
44	大分	7/4	8/1	8/10	8/28	答申	別紙	各種支援強化	新たな支援の創設	社会保険料・税の減免
45	宮崎	7/6	8/3	8/10	8/28	答申	下記	価格転嫁	経営基盤の強化	業務改善助成金
46	鹿児島	7/6	8/2	8/10	8/28	答申	下記	経済対策	価格転嫁	就業調整
47	沖縄	7/3	7/31	8/14	8/30	答申	別紙	価格転嫁	業務改善助成金	発注時の配慮(ビルメンテナンス)

2023年5月24日

徳島労働局長 竹中 郁子 殿
地方最低賃金審議会長 段野 聡子 殿

全労連四国地区協議会
議長 山本 正美

要 請 書

貴職におかれましては、労働者の生活の安定、地域経済の健全な発展のため尽力されていることに敬意を表します。

日本の最低賃金は、2023年の改定によって加重平均1004円となりました。しかし、世界ではコロナの感染拡大が始まった2020年以降、最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、米ワシントン2346円、オーストラリア2223円、ドイツ1976円等、欧米ではすでに最低賃金は2000円前後になっています。日本の2023年最低賃金改定は過去最高の引き上げとなりましたが、香川県で918円、愛媛・高知県で897円、徳島県で896円という低さにとどまっているのが実態です。

岸田首相は、「2030年代半ばまでに平均1500円」を政府目標に示しましたが、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。物価高騰を上回り、生活改善が実感できるよう、大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。

また、現在の地域別最低賃金制では、最高額の東京（1113円）と徳島（896円）との差は217円あり、地方から都市部へ人口流出し、地域経済が疲弊していく要因の1つとなっています。全労連が全国27の都道府県で取り組んだ「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で1500円以上（月150時間）、直近の調査では、1700円必要との結果が出ています。

私たちは、最低賃金の地域間格差を解消するために、全国一律最低賃金制を求めています。現行法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。この問題の解決は、最低賃金の全国一律制度の実現です。

最低賃金法を改正し、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会にかえることが、人口減少社会に歯止めをかける確かな道となります。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置のほか、原材料費・人件費増加分の価格転嫁を促進できるよう、公正取引ルールを充実させること、そのための法整備、体制を拡充・強化することが求められています。

このようななかで、最低賃金や審議の在り方等について下記のとおり要請します。

記

- 1) 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給 1500 円以上とすること。
また、急激な物価高騰など必要な時は速やかに再改定できるようにすること。
- 2) 最低賃金引上げにかかわる中小企業・小規模事業者への支援策については、生産性向上のための投資に対する支援とは切り離し、賃金引き上げに対し社会保険料の減免など直接的支援を行うこと。また、昨年 of 審議会答申で要望のあった中小企業・小規模事業者対策についてどのような対応が行われたのか、昨年度の業務改善助成金の利用状況も含め、お聞かせください。
- 3) 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。
- 4) 審議会及び専門部会を公開すること。また、審議会・専門部会の議事録を遅滞なく公開すること。
- 5) 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。

以上

局長 竹中郁子 殿

JAL 不当解雇撤回と最賃 1500 円の実現を求める申入れ

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。いま私たちの周りでは貧困と格差が拡大し、自死や DV、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、2000 万人を超えた非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。

また、JAL 不当解雇撤回を求める JAL 争議団のたたかいは 14 年目を迎え、人道的立場からからも早期解決の声が高まっています。四国キャラバン実行委員会としても一刻も早い解決を求めています。

つきましては、私たちの考えを別紙のとおり申し入れますので、交渉日時の設定とともに誠意ある回答および見解を示していただきますようお願いいたします。

記

- 1、交渉日時 2024年6月19日(木) 14時00分～15時30分
- 2、交渉場所 徳島 ○○労働局
- 3、交渉内容 ①最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書について(別1)
② J A L 不当解雇撤回に関する要請書について(別紙2)
- 4、交渉委員 別途通知します。

2024年 6月 日

J A L 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹(最低賃金の大幅引き上げ CP 委員会四国代表委員)
共同代表 中川孝文(JAL 闘争支援四国共闘会議・議長)

以上

(別紙1)

徳島

労働局

局長 竹中郁子 殿

最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。いま私たちの周りでは貧困と格差が拡大し、自死や DV、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、2000 万人を超えたといわれる非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。

さて、低賃金で働く 2000 万人非正規労働者の多くが「結婚できない」、「子供が作れない」、「子供にご飯が食べさせられない」という悲惨な生活実態、労働実態に置かれています。その上に昨年来の物価の急騰は実質賃金の低下を招き、彼らにさらに大きな生活苦と困難を強いています。そこで私たちは「最賃の再引き上げ」を貴職に求めてきました。しかし貴職はこれを無視し続けています。非正規労働者の生活の維持改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つほかなく、これを無視することは極めて非人道的といわざるを得ません。改めて最低賃金の「再引き上げ」を求めるとともに、最低賃金制度の改善と時給 1500 円の実現を求めて以下のように要請いたします。

記

1. 最低賃金を時給 1500 円に引き上げること。
2. 最低賃金の地域ランク制を廃止し、生涯 2000 万円にも達する最賃格差や東一極集中現象、地方からの労働力人口流出、過疎促進現象に歯止めをかけること。
3. 最低賃金の地域ランク制を 4 ランクから 3 ランクに改定したが、地域間格差の解決にならない。直ちに全国一律最賃制を実施すること。
4. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業に対する支援は、税負担、社会保険料の減免など公的支援を手厚く行うこと。
5. 中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を審議会だけでなく専門部会にまで拡充すること。
6. 最賃審議委員は全ナショナルセンターから最低 1 人は選出できる仕組みにすること。

2024 年 6 月 日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹（最低賃金の大幅引き上げ CP 委員会四国代表委員）

以上

令和6年6月7日

徳島地方最低賃金審議会 御中

徳島弁護士会
会長 白川

岡

会長声明の送付について

当会は、徳島県の最低賃金の大幅な引上げと徳島地方最低賃金審議会の審理の全面公開を求める会長声明を発表しましたのでご送付いたします。

徳島県の最低賃金額の大幅な引上げと
徳島地方最低賃金審議会の審理の全面公開を求める会長声明

第1 声明の趣旨

- 1 当会は、中央最低賃金審議会、徳島地方最低賃金審議会及び徳島労働局長に対し、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、徳島県の最低賃金を大幅に引き上げるよう求める。
- 2 当会は、徳島地方最低賃金審議会に対し、最低賃金額について実質的な議論を行う最低賃金専門部会の審理を含めて、原則どおり、審理を公開するよう求める。

第2 声明の理由

- 1 現在、徳島県の地域別最低賃金は1時間896円（令和5年10月1日発効）である。

この金額は、前年度から41円の引き上げとなったものの、全国加重平均額（都道府県ごとの最低賃金額を合計して47で除した金額ではなく、都道府県ごとの最低賃金額に都道府県ごとの労働者数を乗じた額について、これを全労働者数で除した金額）である1時間1004円を大きく下回っており、未だ余りに低すぎる。
- 2 地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会における最低賃金改定の論議を受けて行われる各都道府県の地方最低賃金審議会での審議結果を踏まえて、各都道府県の労働局長において決定されるものである。

我が国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資することを目的としている（最低賃金法1条）。

最低賃金制度を「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網」（セーフティーネット）として実効的に機能させるためには、最低賃金を基準にフルタイムで働いた場合にも人間らしい生活を送ることができる社会を志向して、最低賃金額が検討されなければならない。

ところが、現在の1時間896円という水準では、1日8時間、1か月22日間働いたとしても月収は約15万7000円、年収約189万円にしかならない。これは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円を下回っている。

この賃金額では、労働者が十分に生活していけるだけの水準が確保さ

れているとは到底言い難い。

さらに、近年、食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇しており、企業による賃上げの努力をもってしても、賃上げが物価上昇のペースに追い付いていない。厚生労働省が本年6月5日に発表した最新の毎月勤労統計調査（本年4月分結果速報、事業所規模5人以上）でも、物価変動を考慮した実質賃金（前年同月比）が本年4月まで25か月連続で減少しており、これは過去最長である。

「労働者の生活の安定」という最低賃金法の目的を実現するためには、最低賃金額を引き上げる必要があるとともに、現在の大幅な物価上昇を踏まえればなおさら、その額を大幅に引き上げる必要がある。

3 また、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも問題である。

昨今の労働組合や研究者による調査によれば、地域別最低賃金を定めるにあたって重要な考慮要素とされている労働者の生計費に関し、都市部と地方との間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。

これは、地方では、都市部に比較して住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。

ところが、徳島県の現在の最低賃金額である896円と最も高額である東京都の1113円とを比べると、その間に217円もの開きがある。更に、隣県である香川県の現在の最低賃金額は918円、兵庫県の現在の最低賃金額は1001円であり、隣県との格差も生じている。

かかる最低賃金の地域間格差の存在は、当県からの有為な人材の流出を引き起こしかねないと共に、人口減少に危機感を抱いている本県において、人口環流の障壁ともなりかねない。付言すると、徳島県の地域別最低賃金は、昨年度の改定により、全国で下から2番目の金額にとどまっている。

そのため、徳島県の最低賃金額を少なくとも現在の全国加重平均額（1004円）を超える金額まで引き上げることにより、最低賃金額の地域間格差の解消を図る必要がある。

4 さらに、手続き的には、最低賃金額について実質的な議論を行うために設置されている徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の審議が公開されていないことも問題である。

この点、徳島地方最低賃金審議会自体は原則として公開とされており（徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条1項）、「専門部会」も令和4年8月から原則公開とされている（徳島地方最低賃金審議会専門部会運営規

程第5条1項)。しかし、上記規程には例外規定が定められており、実際には、専門部会の実質的な議論を行う部分は公開されておらず、この点に関する専門部会の議事録についても簡単な要旨しか公開されていない。このような公開状況では、労働者代表委員や使用者代表委員から、どのような根拠に基づいてどのような主張がされたのかが分からないし、徳島県の最低賃金がどのような議論を経て決定されているのか、そのプロセスも外からうかがい知ることができず、その結果、最低賃金によって最も生活に影響を受ける低賃金労働者や非正規労働者が、最低賃金の決定過程について十分な情報を得ることができない。

上述のとおり、我が国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資することを目的としており、まさに労働者の生活に直結する重要な制度であり、令和5年4月6日付け「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」においても、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」とされている。このような重要な最低賃金額を決めるための審議が適正になされることを担保するとともに、最低賃金の決定過程を透明化し、市民の知る権利や自己実現・自己統治の価値・原理に資するためにも「専門部会」を原則どおり公開すべきである。即ち、最低賃金について、どのような議論がされ、どのような根拠・理由で決定された金額なのかを社会に広く知らせることで、検証が可能な状況を実現すべきである。

なお、審理の全面公開が実現している地方最低賃金審議会もあるが、特段の支障は生じておらず、むしろ審議会での議論が活性化している。徳島においても、速やかに専門部会での審理を含め、全面公開を実現すべきである。

5 労働者の賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度による支援を実施しているが、さらに、日本の経済を支えている中小企業が賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じることが必要である。例えば、社会保険料の事業主負担を免除・軽減すること、原材料費等の価格上昇を取引に正しく反映させることを可能にするよう法規制することなどの支援策も有効であると考えられる。

6 以上のことを踏まえて、当会は、

(1) 中央最低賃金審議会、徳島地方最低賃金審議会及び徳島労働局長に対し、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な

生活を確保するため、徳島県の最低賃金を大幅に引き上げること、
(2) 徳島地方最低賃金審議会に対し、最低賃金額について実質的な議論
を行う最低賃金専門部会の審理も含め、原則どおり、審理を公開するこ
と、
を求める。

2024年（令和6年）6月7日

徳島弁護士会
会長 白 川 剛

徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会運営規程

(規程の目的)

第1条 徳島地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づく徳島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議決により設けられた、徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会（以下「小委員会」という。）の議事運営は、この規程の定めるところによる。

(小委員会の審議事項)

第2条 小委員会は、徳島県の最低賃金及び最低工賃の今後のあり方に関する検討審議を行う。

(小委員会の構成)

第3条 小委員会は、審議会委員である公益代表委員2名、労働者代表委員2名及び使用者代表委員2名をもって構成する。

2 小委員会には、委員長及び委員長代理を置く。委員長及び委員長代理は、公益代表委員の中から選任する。

3 委員長代理は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるとき委員長が招集する。

2 委員は、委員長に会議の開催を請求することができる。

3 前項の規定により委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに委員長に通知しなければならない。

4 委員長は、会議を招集しようとするときには、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、徳島労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議)

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

3 小委員会は、委員長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(議事の記録)

第7条 会議の議事については議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすお

それがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、徳島地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成9年4月28日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年6月13日より施行する。